

廃物認定基準

放置自動車調書 NO. _____

1 該当すれば廃物

	・登録番号標（ナンバー）、車台番号標なし	自動車登録番号標（ナンバープレート）が外されており、車台番号が確認できない。
--	----------------------	--

2 該当すれば廃物

	・火災により損傷	火災により車体が破損し、施設管理上危険と判断される場合。また、放置し続けることで施設利用者に不安（危険ということ）を与える物件。
--	----------	--

3 2つ以上該当すれば廃物

(1) 自動車としての機能が破損しているため廃物と判断

	・エンジンなし	走行機能がなくそのままでは自動車として使用できない。
	・エンジン破損	走行機能が低下しそのままでは自動車として使用できない。
	・トランスミッション等走行機器の破損	自動車の走行機器系統が破損している。
	・タイヤなし（ 本）	走行機能がなくそのままでは自動車として使用できない。
	・ハンドル、シート破損等車内が破損している	車内が荒れている。
	・ガラスが割れている、車体が破損している	外観上破損している。

(2) 放置状況から廃物と判断

	・長期間（1ヶ月）にわたり使用の形跡がない	放置されている物件と判断される。 （自主撤去貼付 年 月 日）
	・車内外にゴミが散乱している。	//
	・所有者等は登録されているが所有者等の所在が確認できない。	要綱第5条及び第8条の処理の結果、所有者等の確認が出来ない。

(3) 管理者の判断による

	・特異な状況	内容：
--	--------	-----

* 2番以降は所有者等が確認できないことが前提。

判 定

判定日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 担当者： _____

調査の結果当該物件を 廃物と認定する。

廃物の認定は保留する。 理由：

使用済自動車の判定基準

放置自動車調書No. _____

今回判定日: _____ 年 月 日 (撤去指示日: _____ 年 月 日)

担当者: _____

1. 要綱第5条の3に基づく撤去指示後も放置状態が継続していて、
 運行以外の用途にも使用されていないこと
 (いずれも該当すれば、本要件を満たす。)

項目	状況	該当
放置状態の継続	要綱第5条の3に基づく撤去指示後、30日を経過しても使用の形跡がなく、放置状態が継続している。	
運行以外の用途への不使用	倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用がされていない。また、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第2条に定める装置(保冷貨物自動車の冷蔵用の装置等)のうち、取り外して再利用する装置を有する自動車である場合は、当該装置が取り外されている。	

2. 自動車としての本来の用に供する状態にないこと
 (1つ以上該当すれば、本要件を満たす。ただし、主要部品が取り外された車両については、修理がなされるという合理的な見込みがある場合を除く。)

項目	状況	該当	
外装	フロントガラス	破損、取り外しの状況	
	リアガラス	破損、取り外しの状況	
	車枠・車体(ドア、ボンネット、バンパー等)	破損・腐食、取り外しの状況	
動力伝達装置	トランスミッション	破損・腐食、取り外しの状況	
原動機等	エンジン	破損・腐食、取り外しの状況	
燃料装置	燃料タンク	破損・腐食、取り外しの状況	
緩衝装置	サスペンション	破損・腐食、取り外しの状況	
その他	車外の状況	燃料や廃油・廃液の漏出の有無	
	火災・水没の状況	概ね2分の1以上の破損があるもの	
	6か月以上使用も保守作業もされず、市場内に放置され続けており、装置・部品の腐食等が進むことが客観的に明らかであること その他自動車としての本来の用に供する状態にない客観的状況 (具体的内容: _____)		

3. 占有者が自動車として継続的に使用する、
 または自動車として他者に有償譲渡する意思のいずれも客観的に認められないこと
 (1つ以上該当すれば、本要件を満たす。ただし、主要部品が取り外された車両については、
 当該車両の整備交換のためであることを示す合理的な根拠がある場合を除く。)

項目	状況	該当	
外装	ヘッドライト	取り外しの状況	
	テールランプ	取り外しの状況	
	方向指示器	取り外しの状況	
	ミラー類	取り外しの状況	
	タイヤ	取り外しの状況	
内装	ハンドル・ステアリング	取り外しの状況	
	シート	取り外しの状況	
車台番号	削ってあることが明示的なもの		
自動車検査証の記載内容	自動車検査証の記載内容の事実関係が異なり、その合理的理由が説明できない場合		
その他	6か月以上使用も保守作業もされず、市場内に放置され続けており、自動車として継続的に使用する意思も、自動車として他者に有償譲渡する意思もないことが客観的に明らかであること		
	その他占有者が自動車として継続的に使用する意思も、自動車として他者に有償譲渡する意思も認められない客観的状況 (具体的内容:)		

4. 自動車として使用されることを前提として、需要に沿った適切な管理がなされていないこと
 (1つ以上該当すれば、本要件を満たす。)

項目	状況	該当
保管目的	占有者が主張する保管目的が適切でないこと	
保管期間	6か月以上使用も保守作業もされず、市場内に放置され続けていること	
保管場所	車両の管理が困難な場所に放置されている等、保管方法が適切でないこと	
保管状態	大量に積み上げられている等、保管量が適切でないこと	
外装・内装の状況	汚損状況がひどいこと	
その他	その他需要に沿った適切な管理がなされているとは認められない客観的状況 (具体的内容:)	

【判定】

- いずれの要件も満たすため、当該車両を「使用済自動車」と判定する。
 満たさない要件があるため、当該車両を「使用済自動車」と判定せず、経過観察を行う。

次回判定実施予定日: _____ 年 _____ 月 _____ 日